

新規就農者育成総合対策のうち
経営発展支援事業

【令和7年度予算概算決定額 10,748（9,638）百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 5,416百万円の内数）

＜対策のポイント＞

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を都道府県と連携して親元就農も含めて支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

就農後の経営発展のために、都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。
・取組計画に応じた事業採択方式

＜地域計画早期実現支援枠＞

対象者：将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる、49歳以下の認定新規就農者等
支援内容：①機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
②機械・施設等の導入
支援額：国費上限600万円（①と②の合計）
補助率：①国1/3、都道府県又は市町村1/3（任意）
②都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）
※経営開始資金との併用は不可

（令和6年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策のうち
世代交代・初期投資促進事業

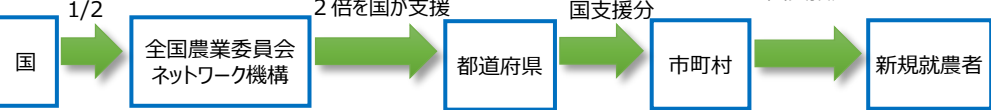
① 世代交代円滑化タイプ

地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、
ア 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組
イ 機械・施設等の導入を一体的に支援します。

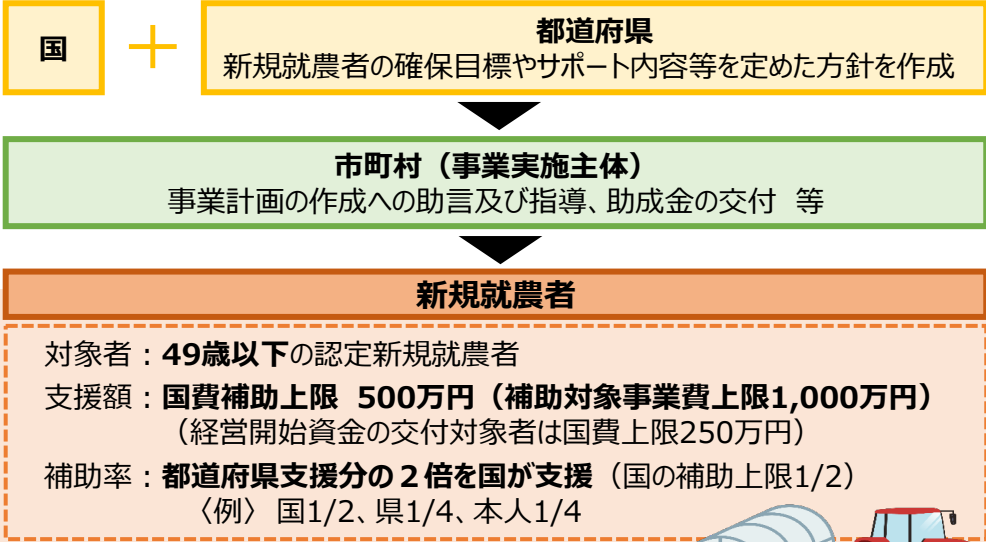
② 初期投資促進タイプ

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



主な交付要件：

- 1 独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和6年度以降が対象）
- 2 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※ 親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- 3 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 4 本人負担分について金融機関から融資を受けていること

